

奈良市公報

号外 第 25 号

平成22年10月13日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目 次

告 示

○放置自転車等の保管（2件）	1
○生活保護法の規定による医療機関の指定	2
○「奈良市環境基本計画策定業務」、「奈良市地球温暖化対策地域実行計画策定業務」公募型指名競争入札募集要項	2
○平成22年度奈良市一般会計補正予算の要領	3
○放置自転車等の処分	4
○放置自転車等の保管	5
○開発行為に関する工事の完了	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出	5
○生活保護法の規定による施術者からの事業の変更の届出	5
○生活保護法の規定による施術者の指定（2件）	5
○開発行為に関する工事の完了	6
○放置自転車等の保管	6
○奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示	6
○放置自転車等の保管（2件）	6
○奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱	7
○指定管理者の指定	12
○徴収事務の委託	12
○介護保険法の規定による地域密着型サービス事業者の指定	13
○放置自転車等の保管	13
○奈良市排水設備指定工事店の指定	13

監 査

○監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	13
○包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知	14

公 営 企 業

○奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程	17
○奈良市水道局指定給水装置工事事業者からの事業の廃止の届出	18

議 会

○議會議長の辞職	18
○議會議長の当選	18
○議会副議長の辞職	18
○議会副議長の当選	18
○議会運営委員会の委員の選任	18

告 示

奈良市告示第324号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月17日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年6月17日
- 3 移動対象区域
J R 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）第1条第1項に規定する市の休日（毎月の第2及び第4土曜日を除く。）を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで
- 7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）をお持ちください。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。

ア 移動費 自転車 2,000円

原動機付自転車 4,000円

イ 保管費 1,000円（ただし、移動日から14日以内は無料）

8 連絡先

奈良市企画部交通政策課 電話0742-34-1111代表
(平成22年6月17日掲示済)

奈良市告示第325号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により医療機関を指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成22年6月18日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	指 定 年月日
すざく歯科	奈良県奈良市朱雀六丁目9-5 コープ朱雀店別棟	平成22年6月11日

(平成22年6月18日掲示済)

奈良市告示第326号

「奈良市環境基本計画策定業務」、「奈良市地球温暖化対策地域実行計画策定業務」公募型指名競争入札募集要項を次のように定める。

平成22年6月18日

奈良市長 仲川元庸

「奈良市環境基本計画策定業務」、「奈良市地球温暖化対策地域実行計画策定業務」公募型指名競争入札募集要項

1 目的

(1) 奈良市環境基本計画

平成11年3月に策定した奈良市環境基本計画は、着実な進展を図るために平成22年度を目標年度としているため、新たな環境分野の指針となる環境基本計画の策定が求められている。そこで、今年度からの改定にあたり、計画の基本方向や施策等に市民の視点を反映し、市民の積極的な計画への参画を図れるよう配慮し、環境基本計画策定を確実かつ順調に遂行するため、策定全般の細部にわたる業務を委託により行う。

(2) 奈良市地球温暖化対策地域実行計画

地方公共団体の責務として、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項において区域の温室効果ガスの排出抑制等についての施策（「地球温暖化対策地方公共団体実行計画（区域施策編）」（以下「地域実行計画」という。））が義務付けられている。そこで、事業者の豊富な経験と高い専門知識を活かし、地域実行

計画策定を確実かつ順調に遂行するため、策定全般の細部にわたる業務を委託により行う。

2 対象業務

	環境基本計画	地域実行計画
業務名称	奈良市環境基本計画策定業務	奈良市地球温暖化対策地域実行計画策定業務
業務内容	別紙「奈良市環境基本計画策定業務委託仕様書」のとおり	別紙「奈良市地球温暖化対策地域実行計画策定業務委託仕様書」のとおり
履行期間	契約の日から平成24年3月31日	契約の日から平成23年3月31日
履行場所	奈良市内	奈良市内
委託者選定方法	公募型指名競争入札	公募型指名競争入札

3 参加資格

以下に掲げる条件をすべて満たしている事業者であること。

- (1) 過去5年以内において、地方公共団体・特殊法人・独立行政法人・国の出先機関の発注業務において、市民参加型による環境基本計画又は地域実行計画策定業務と同種・類似業務の受託実績（平成17年4月1日から平成22年3月31日の間に完了した業務）を有する事業者であること。ただし、受託実績は、本体業務を受託した実績であり、アンケート調査等の業務一部のみを受託した実績は含まない。
- (2) 国税及び奈良市税を滞納していないこと。
- (3) 奈良市建設工事入札参加者等審査会規程（昭和61年奈良市訓令甲第5号）に基づく指名停止期間中にはない者
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者（会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。）

4 入札参加申請

(1) 提出書類

<申請書>

- ・入札参加申請書（様式第1号）

<添付書類>

- ◆奈良市の「測量・建設コンサルタント等」登録事業者の場合
 - ①会社概要（様式自由）
 - ②同種・類似業務の受託実績調書（様式第2号）
 - ③測量・建設コンサルタント等の登録状況を証する

書類

◆奈良市の「測量・建設コンサルタント等」登録事業者でない場合

- ①会社概要（様式自由）
- ②同種・類似業務の受託実績調書（様式第2号）
- ③委任状（原本）（支店等に権限を委任する場合に限る。）
- ④印鑑証明書
- ⑤法人の登記事項証明書（法人のみ）
- ⑥納税証明書

ア 市内事業者及び準市内事業者（市外事業者で市内に支店・営業所を有する者をさす。）

法人：平成21年度分の法人市民税及び固定資産税に係るもの

個人：平成21年度分の市県民税及び固定資産税に係るもの

イ 市外事業者

法人：平成21年度分の法人税に係る納税証明書（その3又はその3の3）

個人：平成21年度分の所得税に係る納税証明書（その3又はその3の2）

※上記④～⑥については、原本照合可。（発行日から3ヶ月以内の原本を提示された場合、そのコピーの提出をもって原本の提出の代わりとすることができます。）

なお、税務署での納税証明申請手続きについては、国税庁のホームページ（<http://www.nta.go.jp/>）で確認すること。

(2) 提出部数

正本 1部

副本（申請者控え） 1部（副本はすべてコピーで可）

(3) 提出期間

平成22年6月21日（月）～平成22年7月5日（月）

午後5時まで

(4) 提出方法

直接持参すること。電子メール、FAX、送付等での提出は認めない。奈良市役所の閉庁日を除く各日午前8時30分から午後5時までに提出すること。

(5) 提出場所

奈良市企画部環境政策課（担当：柴田、坂崎）

所在地：〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市役所 北棟6階

電話：0742-34-4591（直通）

5 入札参加承認

入札参加申請を行ったもののうち、入札参加者として指名するとしたものには指名通知書（様式第3号）により、指名しないとしたものにはその理由を示した非指名通知書（様式第4号）により、入札参加申請者に対し平成22年7月9日（金）までに通知する。なお、通知方法は入札参加申請書に記載されたメールアドレス宛てに電

子メールで行い、原本（公印押印したもの）については追って送付することとする。

6 質問の受付

本募集内容に対する質問は、平成22年6月21日（月）～平成22年7月5日（月）午後5時までの間に受け付ける。なお質問の際には、事業者名、担当者名、連絡先を明確に伝えること。

7 入札の執行延期等

以下のいずれかに該当するときは、入札を延期し、中止し、又は取り消すものとする。その場合、入札参加者が損失を受けた場合においては、市は賠償の責を負わない。

(1) 天災その他やむを得ない理由があるとき。

(2) 不正行為が認められる等明らかに競争の実効性がないと認められるとき。

(3) 入札参加者として指名するものが2者以上ない場合

(4) 入札参加資格のない者及び入札参加申請において虚偽の申請を行った場合

(5) 入札に関する条件に違反した者又は入札時点において入札参加資格を失っている者が入札を行った場合

8 その他留意事項

(1) 申請書等の作成及び入札に参加する費用は、すべて申請者の負担とする。

(2) 提出された書類は返却しない。

(3) 本業務に係る情報公開請求があった場合は、奈良市情報公開条例に基づき、提出書類を開示する場合がある。

(4) 契約担当者は、提出された申請書等を無断で他の用途に使用しないものとする。

(5) 本公司型指名競争入札に参加するにあたり、参加申請者は本要項に記載のない事項については、奈良市契約規則及び関係法令を遵守すること。

9 担当部局

奈良市企画部環境政策課（担当：柴田、坂崎）

所在地：〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目

1番1号

奈良市役所 北棟6階

電話：0742-34-4591（直通）

FAX：0742-36-5466

E-mail：kankyoiseisaku@city.nara.lg.jp

様式省略

（平成22年6月18日掲示済）

奈良市告示第327号

平成22年奈良市議会6月定例会において成立した次に掲げる予算の要領を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により別紙のとおり公表します。

平成22年6月18日

奈良市長 仲川元庸

1 平成22年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成22年度奈良市一般会計補正予算（第1号）

平成22年度奈良市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ179,402千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ128,039,710千円とする。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
16 県 支 出 金		4,872,453	千円 94,019	千円 4,966,472
	2 県 補 助 金	1,126,869	94,019	1,220,888
20 繰 越 金		—	43,283	43,283
	1 繰 越 金	—	43,283	43,283
22 市 債		23,538,900	42,100	23,581,000
	1 市 債	23,538,900	42,100	23,581,000
歳 入 合 計		127,860,308	179,402	128,039,710

（註）「第20款 諸収入」、「第21款 市債」を「第21款 諸収入」、「第22款 市債」に改める。

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総 務 費		千円 17,103,100	千円 43,273	千円 17,146,373
	1 総 務 管 理 費	11,656,614	43,273	11,699,887
3 民 生 費		46,155,517	126,329	46,281,846
	2 児 童 福 祉 費	16,711,807	126,329	16,838,136
6 農 林 水 産 業 費		543,108	9,800	552,908
	1 農 林 費	543,108	9,800	552,908
歳 出 合 計		127,860,308	179,402	128,039,710

第2表 地方債補正

1 変更分

起 債 の 目 的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
福 祉 施 設 整 備 事 業	千円 959,200	千円 1,001,300
計	23,538,900	23,581,000

（平成22年6月18日掲示済）

奈良市告示第328号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有

者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成22年6月21日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠	移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
2 処分対象自転車等の保管場所	奈良市大安寺西二丁目288-1 奈良市自転車等保管施設
3 処分年月日	平成22年7月5日
4 処分対象自転車等の移動年月日	平成22年3月1日、同月2日、同月4日、同月5日、同月7日、同月12日、同月15日、同月16日、同月19日及び同月23日 (平成22年6月21日掲示済)

奈良市告示第329号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由	自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
2 移動年月日	平成22年6月22日
3 移動対象区域	近鉄新大宮駅周辺、近鉄平城駅周辺及び近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域
以下省略	
(平成22年6月22日掲示済)	

奈良市告示第330号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年6月22日

奈良市長 仲川元庸

1 許可の年月日及び番号	平成22年2月9日 奈良市指令都整開 第09A-38号
2 検査済証の交付年月日及び番号	開発行為 平成22年6月22日 第1217号
3 開発区域に含まれる地域	奈良市中町396番、397番1及び402番1
4 開発許可を受けた者の住所及び氏名	大阪市西区土佐堀一丁目6番6号 株式会社リンクシステム 代表取締役 松本吉史 (平成22年6月22日掲示済)

奈良市告示第331号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名	廃止した 施術の種類	廃止 年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
寺嶋 大輔	柔道整復	平成22年 5月31日
のぞみ整骨院 (寺嶋 大輔)	奈良県奈良市芝辻町四丁目6-15宝来ビル1F	

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市告示第332号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を変更した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

施術者氏名	指定施術機関		変更 年月日
	名称	所在地	
島本 敏正 旧	えんじゅ 鍼灸接骨院 (島本 敏正)	奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機本館1F東側	平成22年 5月1日
島本 敏正 新	えんじゅ 鍼灸整骨院 (島本 敏正)	奈良県奈良市北之庄町736-1 奈良事務機本館1F西側	

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市告示第333号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

指定施術者の氏名	施術の種類	指 定 年月日
施術所の名称	施術所の所在地	
長谷川 佑一郎	柔道整復	平成22年 6月1日
のぞみ整骨院 (長谷川 佑一郎)	奈良県奈良市芝辻町四丁目6-15宝来ビル1F	

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市告示第334号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

指定施術者の氏名		施術の種類	指定期年月日
施術所の名称	施術所の所在地		
小林 歳子		あんま	平成22年6月3日
朱雀針灸接骨院（東川和広、上田陽子、澤加奈江、小林歳子、八ツ本野枝）	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
八ツ本野枝		あんま	平成22年6月3日
朱雀針灸接骨院（東川和広、上田陽子、澤加奈江、小林歳子、八ツ本野枝）	奈良県奈良市朱雀三丁目4-18		
水田 純子		あんま	平成22年6月1日
水田 純子	奈良県奈良市奥子守町9		

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市告示第335号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 許可の年月日及び番号
平成21年12月18日 奈良市指令都整開 第09A-30号
平成22年6月23日 奈良市指令都整開 第09A-30-1号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
(1) 開発行為 平成22年6月24日 第1218号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園南一丁目1101番8、1101番40及び1101番41
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市中央区道修町二丁目1番10号T・M・B道修町

ビル3階

株式会社サンパティ 代表取締役 中林研太郎
(平成22年6月24日掲示済)

奈良市告示第336号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月24日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動年月日
平成22年6月24日
 - 3 移動対象区域
近鉄西ノ京駅周辺、近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 以下省略

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市告示第337号

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成22年6月28日

奈良市長 仲川元庸
奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱の一部を改正する告示

奈良市新型インフルエンザ予防接種費用助成事業実施要綱（平成21年奈良市告示第639号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成22年6月30日」を「平成23年3月31日」に改める。

附 則

この告示は、平成22年6月30日から施行する。

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市告示第338号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月28日

奈良市長 仲川元庸

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成22年6月26日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市告示第339号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月28日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年6月28日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市告示第340号

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱を次のように定める。

平成22年6月28日

奈良市長 仲川元庸

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、安全基準に適合した幼児2人同乗用自転車の利用を促進し、市民の交通に関する安全を確保するため、幼児2人同乗基準適合自転車の購入に要する経費について、予算の範囲内で幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 幼児2人同乗基準 社団法人自転車協会が定める幼児2人同乗用自転車に関する安全基準及び財団法人製品安全協会が定める幼児座席付自転車に関する認定基準をいう。

(2) 基準適合自転車 幼児2人同乗基準に適合し、その表示がされている自転車で、幼児用座席を2つ備えたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、平成22年7月1日以後に基準適合自転車を自ら使用する目的で購入した個人とし、次の各号に定める要件をすべて満たすものとする。

(1) 市内に住所を有し、現に居住している者
(2) 市税の滞納がない者

(3) 基準適合自転車の購入時において自らが養育する幼児（6歳未満の者をいう。）が2人以上いる者

(4) 本人又は同一の世帯の者が、基準適合自転車の購入費にかかる補助金の交付を受けていない者
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げるものとする。

(1) 基準適合自転車の購入に要した費用。ただし、中古品及び転売品の購入に要した費用は、対象としない。

(2) 前号の自転車と同時に購入した幼児用ヘルメットの購入に要した費用
(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の補助対象経費から30,000円を減じた額（40,000円を限度とし、100円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額）とする。

(交付条件)

第6条 補助金の交付を受けた者(以下「被交付者」という。)は、基準適合自転車の機能を良好な状況で保持し、かつ、適正な維持管理に努めなければならない。

2 被交付者は、使用状況等の市長が行う実地調査に応じることを求められた場合は、これに応じなければならない。

3 被交付者は、補助金の交付の日から2年以内に転売し、又は譲渡してはならない。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、基準適合自転車を購入した年度の3月31日までに奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付し、窓口に提出しなければならない。

(1) 申請日以前3箇月以内に発行された住民票の写し（世帯全員の記載のあるもの）

(2) 申請日以前3箇月以内に発行された市税の滞納がない旨を証明したるもの

(3) 領収書（申請者の氏名及び購入品目の名称が明記されているもの）

(4) 製造メーカー保証書の写し（車名、型番、製造番号、保証期間並びに申請者の氏名及び住所等が明記されており、購入先が分かるもの）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項各号に掲げる書類の提出は、実績報告とみなす。
(決定の通知)

第8条 市長は、前条第1項の交付申請書を受理したときは、速やかにこれを審査し、補助金の交付の可否を決定し、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付（不交付）決定通知書（別記第2号様式）により申請者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第9条 補助金の交付決定を受けた申請者は、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付請求書（別記第3号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

(交付申請書の取下げ)

第10条 申請者は、補助金の交付の申請を取り下げようとするときは、速やかに奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付申請取下届出書（別記第4号様式）を市長に提出しなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は、その都度市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年7月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成24年3月31日限り、その効力を失う。

別記

第1号様式（第7条関係）

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付申請書

年 月 日

（あて先）奈良市長

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金について、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

フリガナ	
申請者氏名	印
住所	電話番号（ ）

購入品目	幼児2人同乗基準適合自転車（ヘルメットの購入 有・無）
製造メーカー	
車名	
型番等	
購入年月日	年 月 日
購入店名	
購入価格	円
補助金交付申請額	円
6歳未満幼児氏名	

添付書類

- (1) 住民票の写し（世帯全員の記載のあるもので申請日以前3箇月以内に発行されたもの）
- (2) 前年度分の市区町村民税の納税証明書又は非課税証明書（申請日以前3箇月以内に発行されたもの）
- (3) 領収書（申請者の氏名及び購入品目の名称が明記されているもの）
- (4) 製造メーカー保証書の写し（型番、製造番号、保証期間並びに申請者の氏名及び住所等が明記されており、購入先の分かるもの）

第2号様式（第8条関係）

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付（不交付）決定通知書

様

年　　月　　日付で申請のあった奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金の交付については、次のとおり決定したので、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱第8条の規定により通知します。

年　　月　　日

奈良市長

印

決定内容	交付　・　不交付
交付決定額	
不交付の理由	

第3号様式(第9条関係)

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付請求書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金について、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱第9条の規定により請求します。

フリガナ	
請求者氏名	印
住所	電話番号()

請求金額	円
------	---

交付される補助金は、次の金融機関に振り込んでください。

金融機関		預金種別	口座番号
銀行	支店	普通(総合) 当座	
		フリガナ	
農協	店番		
信金		口座名義人	

※ 振込先口座は、請求者の口座とします。

※ ゆうちょ銀行の場合は、店番を必ず記入してください。

第4号様式(第10条関係)

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金申請取下届出書

年 月 日

(あて先) 奈良市長

奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金の交付について、奈良市幼児2人同乗基準適合自転車購入補助金交付要綱第10条の規定により、補助金の交付申請を取り下げます。

フリガナ	
申請者氏名	(印)
住所	電話番号()

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市告示第341号

奈良市都祁生涯スポーツセンターコート等の指定管理者を指定したので、奈良市公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例(平成17年奈良市条例第85号)第4条第3項の規定により次のとおり告示します。

平成22年6月29日

奈良市長 仲川元庸

1 指定管理者を指定する公の施設

奈良市都祁馬場846番地の5

- ・奈良市都祁生涯スポーツセンターコート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート
- ・奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス

2 指定管理者の所在地及び名称

奈良市都祁白石町1133番地

財団法人 奈良市都祁地域振興財団

理事長 福井重忠

3 指定管理者の指定の期間

平成22年7月1日から平成25年3月31日まで

4 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 体育施設の使用承認及び使用制限に関すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(3) その他市長が定めること。

(平成22年6月29日掲示済)

奈良市告示第342号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり徴収の事務を委託したので、同条第2項の規定により告示します。

平成22年6月29日

奈良市長 仲川元庸

1 受託者 奈良市都祁白石町1133番地

財団法人 奈良市都祁地域振興財団
理事長 福井重忠

2 徴収事務 奈良市都祁生涯スポーツセンターコート使用料

奈良市都祁生涯スポーツセンター球技場使用料
奈良市都祁生涯スポーツセンター多目的コート使用料
奈良市都祁生涯スポーツセンタークラブハウス使用料

3 委託期間 平成22年7月1日から平成25年3月31日まで

(平成22年6月29日掲示済)

奈良市告示第343号

介護保険法(平成9年法律第123号)第42条の2第1項

の規定により、地域密着型サービス事業者を指定しましたので、同法第78条の11の規定により公示します。

平成22年6月29日

奈良市長 仲川元庸

事業所番号	事業所		事業者		指定年月日
	所在地	名称	主たる事務所の所在地	名称	
2990100089	奈良市三条本町2-20	かさね奈良駅前	大阪府堺市南区鴨谷台2-5-1号光明センタービル4階	光明センタービル株式会社 代表取締役 下田 大高 代表取締役 中岡 数男	平成22年7月1日

(平成22年6月29日掲示済)

奈良市告示第344号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成22年6月29日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

平成22年6月29日

3 移動対象区域

2 指定工事店名

近鉄学園前駅周辺、近鉄高の原駅周辺及び近鉄大和西大寺駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成22年6月29日掲示済)

奈良市告示第345号

奈良市排水設備指定工事店の指定をしたので、奈良市排水設備指定工事店等に関する規則(昭和51年奈良市規則第11号)第11条の規定により、次のとおり公示します。

平成22年6月30日

奈良市長 仲川元庸

1 指定年月日

平成22年6月30日

区域	受付番号	指定番号	店舗の所在地	会社名又は商号	代表者又は氏名
市内	1	第400号	奈良市川上町518-3	石田組	石田一
	2	第401号	奈良市神功三丁目15-1 ガーデンヒルズ高の原5-B	株式会社 テンスイシステム奈良営業所	天水誠
	3	第402号	奈良市南新町57-1	森成開発	森中宣成
	4	第403号	奈良市五条畷二丁目8-16	村井設備	村井克好
	5	第404号	奈良市三碓六丁目8番54号	株式会社 大和中野建設	谷垣玲子
	6	第405号	奈良市大和田町294番地	和田水道工業	和田昌美
市外	7	第406号	奈良県生駒市小瀬町34-9	アステック株式会社	東田吉博
	8	第407号	奈良県香芝市下田西二丁目5番12号	梶本水道工業	梶本征次
	9	第408号	奈良県五條市生子123	寿建設株式会社	阪本八重
	10	第409号	奈良県香芝市狐井142番地	株式会社 三備	奥本雅祥
	11	第410号	奈良県天理市櫟本町403-1	株式会社 達設備	辻一光
	12	第411号	奈良県生駒郡平群町西宮2-3-27	山田設備	山田浩司
	13	第412号	奈良県橿原市小綱町12-43	吉田水道工業所	吉田祐介

(平成22年6月30日掲示済)

監査

奈良市監査委員告示第15号

地方自治法第199条第12項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公示します。

平成22年6月30日

奈良市監査委員 吉田肇

同 中和田 守 同 北 良 晃 同 山 中 益 敏 公平委員会事務局 監査結果公表日 平成22年6月15日（奈良市監査委員告示第13号） 措置結果通知日 平成22年6月16日		措置結果通知日 平成22年6月18日 <table border="1"> <thead> <tr> <th>【監査の結果】</th><th>【措置の内容】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 全国公平委員会連合会理事会・通常総会の出席に際して、旅行命令簿が作成されていないにもかかわらず旅費が支給されていた。 旅行命令を明確にするため、旅行命令簿の記載を徹底されたい。 </td><td> 今後は、旅費支給の有無にかかわらず、用務発生時において旅行命令簿への記載に漏れがないかをチェックする体制を整えるとともに、支出負担行為兼支出命令書の決裁段階においては、「旅費の支出に先立ち、旅行命令簿への記載がなされているか」を経理担当者及び所属長が、再度確認することといたしました。 </td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">(平成22年6月30日掲示済)</p> <hr/>		【監査の結果】	【措置の内容】	全国公平委員会連合会理事会・通常総会の出席に際して、旅行命令簿が作成されていないにもかかわらず旅費が支給されていた。 旅行命令を明確にするため、旅行命令簿の記載を徹底されたい。	今後は、旅費支給の有無にかかわらず、用務発生時において旅行命令簿への記載に漏れがないかをチェックする体制を整えるとともに、支出負担行為兼支出命令書の決裁段階においては、「旅費の支出に先立ち、旅行命令簿への記載がなされているか」を経理担当者及び所属長が、再度確認することといたしました。												
【監査の結果】	【措置の内容】																		
全国公平委員会連合会理事会・通常総会の出席に際して、旅行命令簿が作成されていないにもかかわらず旅費が支給されていた。 旅行命令を明確にするため、旅行命令簿の記載を徹底されたい。	今後は、旅費支給の有無にかかわらず、用務発生時において旅行命令簿への記載に漏れがないかをチェックする体制を整えるとともに、支出負担行為兼支出命令書の決裁段階においては、「旅費の支出に先立ち、旅行命令簿への記載がなされているか」を経理担当者及び所属長が、再度確認することといたしました。																		
観光交流課 監査結果公表日 平成22年6月15日（奈良市監査委員告示第13号） 措置結果通知日 平成22年6月21日		奈良市監査委員告示第16号 地方自治法第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、別添のとおり公表します。 平成22年6月30日 <table border="0"> <tr> <td>奈良市監査委員 吉田 肇</td> <td>中和田 守</td> </tr> <tr> <td>同</td><td>北 良 晃</td> </tr> <tr> <td>同</td><td>山 中 益 敏</td> </tr> <tr> <td colspan="2">奈公行第34号</td> </tr> <tr> <td colspan="2">平成22年5月28日</td> </tr> </table> <table border="0"> <tr> <td>奈良市監査委員 吉田 肇 様</td> <td>中和田 守 様</td> </tr> <tr> <td>同</td><td>北 良 晃 様</td> </tr> <tr> <td>同</td><td>山 中 益 敏 様</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">奈良市長 仲川元庸 包括外部監査の結果及び意見に対する措置状況について（通知）</p> <p>奈良市包括外部監査人より提出があった「包括外部監査の結果報告書」について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、当該監査の結果及び意見に対する措置状況を別紙のとおり通知します。</p> <p>平成16年度包括外部監査「補助金等に関する事務執行状況について」の意見に対する措置状況について 10 少額補助金の総合的な見直しについて（障がい福祉課）</p> <p>【意見の要旨】</p> <p>各障害者団体との友好を維持するためにも、たとえ少額であっても支出する意義はあると考える。しかしながら、奈良市の補助金が各団体の収入合計に占める比率を考えると、各団体への貢献度合いは低いと言わざるを得ず、また、繰越金額が多額になっている団体もあることや、そもそも補助金の性格に馴染まず、活動奨励報奨金などという性格もあることから、補助金という支給形態にこだわらずに、総合的に補助金を見直す必要があると考える。</p>		奈良市監査委員 吉田 肇	中和田 守	同	北 良 晃	同	山 中 益 敏	奈公行第34号		平成22年5月28日		奈良市監査委員 吉田 肇 様	中和田 守 様	同	北 良 晃 様	同	山 中 益 敏 様
奈良市監査委員 吉田 肇	中和田 守																		
同	北 良 晃																		
同	山 中 益 敏																		
奈公行第34号																			
平成22年5月28日																			
奈良市監査委員 吉田 肇 様	中和田 守 様																		
同	北 良 晃 様																		
同	山 中 益 敏 様																		
観光企画課 監査結果公表日 平成22年6月15日（奈良市監査委員告示第13号） 措置結果通知日 平成22年6月21日		<table border="1"> <thead> <tr> <th>【監査の結果】</th><th>【措置の内容】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> なら・観光ボランティアガイドの会補助金について、補助対象外経費である雑費を含め補助対象金額としていた。 当該補助金の交付要領に基づき、補助対象経費を適確に把握されたい。 </td><td> 指摘後に補助対象経費に雑費を算入されていることについて、補助対象経費に計上しないよう平成21年度は是正しました。平成22年度からは、補助金交付決定及び確定において、補助対象経費の詳細を適確に把握してまいります。 </td></tr> </tbody> </table>		【監査の結果】	【措置の内容】	なら・観光ボランティアガイドの会補助金について、補助対象外経費である雑費を含め補助対象金額としていた。 当該補助金の交付要領に基づき、補助対象経費を適確に把握されたい。	指摘後に補助対象経費に雑費を算入されていることについて、補助対象経費に計上しないよう平成21年度は是正しました。平成22年度からは、補助金交付決定及び確定において、補助対象経費の詳細を適確に把握してまいります。												
【監査の結果】	【措置の内容】																		
なら・観光ボランティアガイドの会補助金について、補助対象外経費である雑費を含め補助対象金額としていた。 当該補助金の交付要領に基づき、補助対象経費を適確に把握されたい。	指摘後に補助対象経費に雑費を算入されていることについて、補助対象経費に計上しないよう平成21年度は是正しました。平成22年度からは、補助金交付決定及び確定において、補助対象経費の詳細を適確に把握してまいります。																		
生涯学習課 監査結果公表日 平成21年12月28日（奈良市監査委員告示第27号）		<table border="1"> <thead> <tr> <th>【監査の結果】</th><th>【措置の内容】</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> ならまちナイトカルチャー2009（秋）開催負担金について、収支報告書が添付されていなかった。負担金の申請者に対して、事業終了後速やかに収支報告書の提出を求められたい。 </td><td> 本日現在、収支報告書の提出は完了しております。 今後は事務処理を速やかに行うよう指導してまいります。 </td></tr> </tbody> </table>		【監査の結果】	【措置の内容】	ならまちナイトカルチャー2009（秋）開催負担金について、収支報告書が添付されていなかった。負担金の申請者に対して、事業終了後速やかに収支報告書の提出を求められたい。	本日現在、収支報告書の提出は完了しております。 今後は事務処理を速やかに行うよう指導してまいります。												
【監査の結果】	【措置の内容】																		
ならまちナイトカルチャー2009（秋）開催負担金について、収支報告書が添付されていなかった。負担金の申請者に対して、事業終了後速やかに収支報告書の提出を求められたい。	本日現在、収支報告書の提出は完了しております。 今後は事務処理を速やかに行うよう指導してまいります。																		

【措置の内容】

各障がい者団体が、障がい者の自立及び社会参加の促進にあたり果たしている役割は多大であり、行政として活動を助成することについては意義あることと認識しております。

活動奨励報奨金といった性格の強いものであることから、以前から関係各課と協議を行ってまいりましたが、現在の市の予算執行科目及び支給方法について適切な執行科目がなく、現在も補助金として執行しております。

各障がい者団体とは、毎年、補助金の使用目的や金額等について協議を行い必要最小限の助成を行っており、外部監査においても障がい者団体との友好を維持するためには、少額であっても支出する意義はあるというご意見をいただいていることから、本市では、今後も障がい者の自立活動の促進につながる支援活動を行う各障がい者団体への助成を継続してまいります。

平成18年度包括外部監査「医療保険事業（国民健康保険事業、老人保健事業）及び介護保険事業の経営管理について」の意見に対する措置状況について

2. 医療保険事業（国民健康保険事業、老人保健事業）及び介護保険事業の経営管理について

1 社会保障制度が少子高齢化に対応できないのは、保険料率が保険給付に見合う合理的な対価となっていないためではないか

(2) 介護保険の保険料率の算定基準（介護福祉課）

(3) 保険料率に対価性があれば保険事業は維持できる（介護福祉課）

【意見の要旨】

介護保険法施行令第38条は、介護保険法第129条に基づいて第1号被保険者に対して課すべき介護保険料率の算定基準を、「保険料収納必要額（概ね介護給付および予防給付に要する費用等介護保険事業に要する費用の額から国、県、市町村の一般会計からの負担金等収入および第2号被保険者が納付した介護納付金を原資として社会保険診療報酬支払基金から市町村に交付される介護給付費交付金収入を控除した額。）を予定保険料収納率で除して得た額を補正第1号被保険者数で除して得た額を基準として算定するものとする」と定めている。介護給付（予防給付）されるのは、第2号被保険者については特定疾病を原因とする場合に限定されていることから受給率も低いため、第2号被保険者の納付する介護納付金の大部分は第1号被保険者に対する保険給付に充当されている。このことから保険料収納必要額から第2号被保険者が納付した介護納付金を控除して算定される第1号被保険者の保険料率は介護保険給付に対する対価としては、著しく低く、合理的な対価であるとは考えにくい。

【措置の内容】

介護保険の保険料率の算定基準は、介護保険法施行令第38条により定められ、本市の介護保険料について

もその規定に基づき算定しています。

また、介護保険法第117条に、市町村は3年を1期とする介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画として、要介護者の人数、要介護者等の介護給付等対象サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案して、介護保険事業計画を作成することとなっています。この3年毎の計画作成時において要介護者数、サービス量、標準給付費見込額等を推計し、第1号被保険者の保険料を見直して算定しており、今後もより一層介護保険事業の安定した事業経営を図っていきたいと考えています。

2 介護保険事業会計の貸借対照表と損益計算書を作成・公表すべきである（介護福祉課・行政経営課）

- (1) 介護保険事業は会計年度ごとに独立した収支会計では捉えきれない？
- (2) 介護保険事業が複数の会計年度にまたがる事業だとすれば、現在の第2号被保険者が将来に第1号被保険者となった時に給付すべき保険給付額を、会計年度末には負債として認識すべきである
- (3) 介護保険事業会計の貸借対照表と損益計算書を作成・公表すべきだ

【意見の要旨】

介護保険は加齢に伴って要介護状態となるかもしれない確率が高まるリスクをヘッジするための保険であるから（介護保険法第1条）、長期の保険期間が前提になっている。すなわち、保険料収入と保険給付支出が1会計年度で対応するとは限らず、複数の会計年度にまたがる事業である。よって、第2号被保険者から徴収する保険料は将来の保険給付費の見積額を責任準備金として負債に計上するか、将来の保険給付費に対応する当会計年度の保険料収入を前受金として負債に計上するような事業特性に応じた会計方式を選択すべきである。したがって、介護保険事業については会計年度ごとに独立した収支会計である官庁会計より貸借対照表と損益計算書によって会計整理する企業会計方式を用い、介護保険事業の財政状況をより適切に測定すべきである。

【措置の内容】

本市では新地方公会計制度の導入に伴って、平成20年度より財務書類を公表しました。この財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）は、企業会計の考え方を取り入れ、一年間の現金の動きだけでなく、資産・負債の状態やその増減、発生するコストを認識し、現役世代の便益と将来世代の負担などを明らかにするもので、総務省方式改訂モデルの財務書類作成要領に基づいて作成しています。また、地方公共団体の行政活動は、一般会計、普通会計だけでなく、その他の特別会計、自治体と連携して行政サービスを提供している公営企業や法人、外郭団体等を連結し、一つの行政サービス実施主体とみなして連結財務書類を作成しており、介護保険事業

も連結財務書類に含まれています。財務書類を公表することで、行政運営の透明性を高め、介護保険事業のみならず行政全般の財政状況を明らかにし、より一層、健全な行政経営を行っていきたいと考えています。

平成19年度包括外部監査「出資団体に関する奈良市の財務事務の執行状況について」の意見に対する措置状況について

4 出資団体の経営を監視・監督するための部課を設置すべきだ

- (1) 出資団体に関する奈良市の財務を統括する部署がない（人事課）

【意見の要旨】

出資団体に関する奈良市の財務は、個々の事業あるいは個々の問題ごとに管理されているとしても、全体として総合的に管理されているわけではないようである。駐車場公社の財政の悪化や土地開発公社の借入金の増大が長期にわたり放置されていた原因は、このような点にあるのではないだろうか。

【措置の内容】

平成21年4月から組織改正により、行政経営課を新設し、所管課とともに外郭団体の経営に関する情報収集、分析を行うと同時に経営改善にとりくんでいます。

行政経営課が所管課とともに関わることにより、包括的な各外郭団体の現状分析が可能となることから、団体の統廃合などを促進し、経営状況の改善を図っています。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の結果に対する措置状況について

II. 公営住宅に関する収入支出について

4. 高額所得者等への対応について

- (2) 期限を定めた明け渡し請求が必要である（住宅課）

【監査結果の要旨】

明け渡し義務がある旨を通知している高額所得者に対して、期限を定めた明け渡し請求がなされていなかった。条例通りに期限を定めた明け渡し請求を実施する必要がある。また、高額所得者に認定された者の明け渡し義務について、その後の状況変化による消滅を認めるか否かの検討が必要である。

なお、収入未申告者の中にも、収入超過者あるいは、高額所得者がいると推測されるので、その対応についても検討する必要がある。

【措置の内容】

平成22年度分認定者16名に対して、高額所得者相談会を2回にわたり開催し、事情の聞き取りをし、明け渡し猶予理由のある者13名について猶予承認しましたが、相談会に参加もせず、何ら連絡のない3名について、期限を定めた市営住宅明渡請求通知書を発送しました。また、収入未申告者は所得状況を把握し、対象者には同様の措置を行ないました。

6. 敷金について

- (1) 敷金の管理体制を強化すべきである（住宅課）

【監査結果の要旨】

住宅課で住宅敷金および駐車場敷金が歳入歳出外現金の金額より多い理由についてヒアリングしたが理由は不明との回答を得た。早急に住宅課で認識している敷金額と歳入歳出外現金の敷金額に不一致が生じている理由を調査すべきである。今後、住宅課で認識している敷金額と歳入歳出外現金の敷金額に不一致が生じないよう、歳入歳出外現金の敷金額と住宅課で認識している敷金額の照合は担当者が変わっても必ず毎年実施され、さらに不一致の場合は原因調査する体制を整備する等、敷金管理体制を整備する必要がある。

【措置の内容】

平成21年度に、住宅管理台帳と請書を突合した上で歳計外敷金会計との差額（不明金）を精査し、適正な敷金額を把握しました。また、「敷金管理台帳（住宅使用料・駐車場使用料）」を作成し、入居・退去に係る異動を処理しており、かつ、定期的に住宅課の「住宅管理システム」と「財務会計システム」とを突合をするようにしました。

平成20年度包括外部監査「公営住宅の財務事務について」の意見に対する措置状況について

I. 奈良市の市営住宅事業の計画について

3. 中長期の修繕計画を策定し、予算を確保すべきである（住宅課）

【意見の要旨】

奈良市の公営住宅では、屋上防水・高架水槽・揚水泵ポンプの修繕計画はあるが、財政的制約から計画通りには進んでおらず、修繕は壊れてしまつてから実施し、中長期的な視点でのメンテナンスができていない状態に陥っている。

現在の奈良市の財政状況や経済状況に鑑みるならば、現存の建物は、可能な限り長期間使用する考え方方に立ち、中長期的な視点に立った修繕に関する予算を確保すべきである。

【措置の内容】

ストックの計画的な維持保全の推進として、国で定められた内容（長寿命化）の計画策定を早期に行うことで補助金措置があることから、平成22年3月に「奈良市公営住宅等長寿命化計画」を策定し国交省近畿地方整備局に提出しました。

III. 公営住宅の建設に関する事務について

(3) 入札制度について

- ① 制限付一般競争入札の資格要件を弾力的にすべきである（契約課）

【意見の要旨】

業種によって一定以上の入札参加者が確保できないことから指名競争入札に拘らざるを得ない状況にある要因として、制限付一般競争入札参加資格要件の一つに奈良市内に本店を有していなければならぬことが挙げられる。

したがって、制限付一般競争入札への参加資格を一律に奈良市内に本店を有する業者とすると定めるのではなく、業種によっては奈良市内以外も認められるようにして弾力的に対応することができるよう、要領を改訂することが望ましい。

【措置の内容】

制限付一般競争入札については、地元中小企業の育成等を含め市内本店に限って実施しているが、特殊業種（機械・設備・コンサル等）及び大規模工事においては、競争性と施工能力面から市内本店だけでは限界があるため、対象者を市外業者まで拡大し指名競争入札で対応している。

- ② 契約手続を効果的かつ効率的に行う方法にすべきである（契約課）

【意見の要旨】

奈良市では、契約書の作成等の契約事務手続は全て各所管課で行うことで完結しているが、所管課が不正な契約を締結し、市が把握できない簿外債務が発生するリスクが生じる。当該リスクをより小さくするには、契約書作成担当課を設けたり、契約書を作成した課とは別の課（例えば、入札を実施するものについては監理課など）が再度チェックし、市が負担する債務を網羅的に把握するなどの体制にすべきである。

【措置の内容】

契約管理体制として、システム上簿外債務が発生する契約手続きはできず、また契約全般の総括を一つの課で担当するには、実務面から難しいため現体制どおりとし、契約金額に応じ所管課以外の事前チェックを行っています。

- ④ 庁内文書に公印を用いる範囲を再検討すべきである（文書法制課）

【意見の要旨】

公有財産規則にある総務部長への報告書様式はすべて公印を用いている。また、市内部間での取引に関して契約書を作成し、公印を押印しているが、その必要性はないと考えられる。

なお、上記は公有財産規則のみの事例であり、他の規則についても公印が不要な手續を明らかにし、庁内文書において公印を用いる範囲を全局的に再検討することが必要である。

【措置の内容】

実態調査で回答のあった106件の文書について検討した結果、33件の文書について公印省略が可能であるとの結論を得ました。規則等の改正が必要な文書については改正後公印省略をし、改正が必要でない文書に関しては、隨時公印省略を実施しています。

IV. 公営住宅の維持管理について

1. 空家対策について

- ① 長期空家について
(イ) 緊急用住宅は固定化すべきでない（住宅課）

【意見の要旨】

市民全体の緊急事態に迅速に対応するためのストックを確保しておくことは合理的であるが、緊急用住宅をいずれにするかは柔軟に見直しつつ公営住宅の一定割合のストックを確保する方法にすべきである。

【措置の内容】

奈良県からの依頼により、離職により社員寮等から退去を余儀なくされた方用に提供できる住居として県に3戸登録していましたが、2戸は既に登録解除済みで、今後入居を募集します。残り1戸についても平成22年9月まで引き続き登録予定ですが、その後登録解除し順次活用していきます。

3. 維持修繕の適切性について

- ② 緊急修繕費用について（住宅課）

【意見の要旨】

ほぼ毎日、技術員は何らかの緊急修繕に出動しており、主な修繕の原因としては、水漏れ及び停電等が多い。また、休日や夜間の出動は平成19年度実績で延べ51日にのぼり、職員の負担になっている。

これは、団地別の費用及び原因を把握していないため、実際に支障が起きてから対応していることが出動件数を増加させている要因の一つと考えられる。本来は、団地別コストを分析し、計画的に予防的修繕を行うことに役立てるよう管理を行わるべきである。

【措置の内容】

公営住宅の安全性・居住性を確保し、安定した居住サービスを図り、計画的な維持管理を行なうための「奈良市公営住宅等長寿命化計画」を平成22年3月に策定しました。

（平成22年6月30日掲示済）

公 営 企 業

奈良市水道局管理規程第13号

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程を次のように定める。

平成22年6月25日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

奈良市水道局職員就業規則の一部を改正する規程
奈良市水道局職員就業規則（昭和33年奈良市水道局管理規程第6号）の一部を次のように改正する。

第26条第4項中「前3項」を「前4項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に、「修学」を「就学」に改め、「（管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。）」、「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」及び「（管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、同項を

同条第4項とし、同条第2項中「(職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして管理者が定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。)」を削り、「に規定する」を「の規定に係る」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 管理者は、3歳に満たない子のある職員が、管理者の定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条第1号の規定に係る勤務(災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。)をさせてはならない。

別表第2第20号中「含む。」の次に「以下この号において同じ。」を加え、「、又は」を「、若しくは」に改め、「世話」の次に「又は疾病の予防を図るために必要なその子の世話」を加え、「5日」の次に「(その養育する中学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあつては、10日)」を加え、同表中第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次のように加える。

21 第39条の2第1項に規定する日常生活を営むのに支障のある者(以下この号において「要介護者」という。)の介護その他世話をを行う職員が、当該世話をを行うために勤務しないことが相当あると認められる場合	一の年度において5日(その要介護者が2人以上の場合にあつては、10日)(再任用短時間勤務職員にあつては、その勤務時間を考慮し、管理者が定める時間)の範囲内の期間
--	--

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成22年6月30日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日前に使用されたこの規程による改正前の奈良市水道局職員就業規則別表第2第20号の休暇については、この規程による改正後の奈良市水道局職員就業規則別表第2第21号の休暇として使用されたものとみなす。

(平成22年6月25日掲示済)

奈良市水道局告示第25号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程(平成10年奈良市水道局管理規程第7号)第7条の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者から給水装置工事の事業の廃止の届出があったので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成22年6月25日

奈良市水道事業管理者
福村圭司

名称	代表者氏名	所在地	届出日
積和建設奈良株式会社	代表取締役 木藤 隆司	奈良県橿原市上品寺町稻ヶ坪340番1	平成22年6月23日

(平成22年6月25日掲示済)

議会

奈良市議会告示第3号

議会議長 山本清は、本日の議会定例会において、議会議長を辞職しました。

平成22年6月22日

奈良市議会副議長
土田敏朗

(平成22年6月22日掲示済)

奈良市議会告示第4号

議会議員 山本清は、本日の議会定例会において、議会議長に當選しました。

平成22年6月22日

奈良市議会議長
山本清

(平成22年6月22日掲示済)

奈良市議会告示第5号

議会副議長 土田敏朗は、平成22年6月22日の議会定例会において、議会副議長を辞職しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本清

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第6号

議会議員 中西吉日出は、平成22年6月23日の議会定例会において、議会副議長に當選しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本清

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第7号

平成22年6月23日、議会運営委員会の委員全員が辞任したので、同日の議会定例会において、次のとおり議会運営委員会の委員を選任しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本清大坪宏通
植村佳史

東久保 耕也
樽 谷 佳男
北 村 拓哉
三 浦 教次
伊 藤 剛
藤 本 孝幸
松 岡 克彦
池 田 慎久
高 杉 美根子

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第8号

平成22年6月23日、次の者が議会運営委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山 本 清

委員長 三浦教次
副委員長 池田慎久

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第9号

平成22年6月23日、議会常任委員会の委員全員が辞任したので、同日の議会定例会において、次のとおり議会常任委員会の委員を選任しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山 本 清

総務水道委員会

天野秀治
横井雄一
井上昌弘
土田敏朗
高橋克己
山口誠
矢追勇夫

産業文教委員会

大坪宏通
植村佳史
東久保耕也
樽谷佳男
北村拓哉
中西吉日出
伊藤剛
大橋雪子

厚生委員会

酒井孝江
階戸幸一
山本直子
三浦教次
北良晃
山中益敏
松岡克彦
松田末作

企画環境委員会

吉川等子
森岡弘之
内藤智司
藤本孝幸
池田慎久
高杉美根子
山口裕司
山本清

建設委員会

宮池明
浅川仁
松村和夫
森田一成

岡田佐代子
松石聖一
西本守直
上原雛

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第10号

平成22年6月23日、次の者が議会常任委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山 本 清

総務水道委員長 井上昌弘
同 副委員長 横井雄一
産業文教委員長 大坪宏通
同 副委員長 樽谷佳男
厚生委員長 北良晃
同 副委員長 松岡克彦
企画環境委員長 高杉美根子
同 副委員長 内藤智司
建設委員長 松村和夫
同 副委員長 西本守直

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第11号

平成22年6月23日、奈良市議会だより編集委員会の委員全員が辞任したので、同日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員に就任しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山 本 清

大坪宏通
植村佳史
東久保耕也
宮池明
階戸幸一
山本直子
吉川等子
北良晃
森岡弘之
内藤智司

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第12号

平成22年6月23日、次の者が奈良市議会だより編集委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山 本 清

委員長 東久保耕也
副委員長 階戸幸一

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第13号

平成22年6月23日、奈良市議会情報公開審査会の委員全員が辞任したので、同日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員に就任しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本 清

樽 谷 佳 男
浅 川 仁
藤 本 孝 幸
森 田 一 成
池 田 慎 久
土 田 敏 朗
大 橋 雪 子
高 橋 克 己
山 口 裕 司
西 本 守 直
矢 追 勇 夫

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第14号

平成22年6月23日、次の者が奈良市議会情報公開審査会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本 清

委員長 森 田 一 成
副委員長 高 橋 克 己

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第15号

平成22年6月23日の議会定例会において、次のとおり総合計画検討特別委員会の委員を選任しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本 清

天 野 秀 治
宮 池 明
酒 井 孝 江
樽 谷 佳 男
山 本 直 子
三 浦 敦 次
藤 本 孝 幸
井 上 昌 弘
森 田 一 成
松 田 未 作
池 田 慎 久
高 杉 美根子
上 原 鶴

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第16号

平成22年6月23日、次の者が総合計画検討特別委員会の委員長及び副委員長に当選しました。

平成22年6月24日

奈良市議会議長
山本 清

委員長 池 田 慎 久
副委員長 宮 池 明

(平成22年6月24日掲示済)

奈良市議会告示第17号

平成22年6月24日、議会運営委員会の 池 田 慎 久 委員が辞任しました。

平成22年6月28日

奈良市議会議長
山本 清

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第18号

平成22年6月24日、総合計画検討特別委員会の 池 田 慎 久 委員が辞任しました。

平成22年6月28日

奈良市議会議長
山本 清

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第19号

平成22年6月24日、奈良市議会だより編集委員会の 北 良 晃 委員が辞任しました。

平成22年6月28日

奈良市議会議長
山本 清

(平成22年6月28日掲示済)

奈良市議会告示第20号

平成22年6月24日、奈良市議会情報公開審査会の 池 田 慎 久 委員が辞任しました。

平成22年6月28日

奈良市議会議長
山本 清

(平成22年6月28日掲示済)